別表第五㈠を次のように改める。

（九）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に95％を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	15,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,450,000円を控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円		17,550,000円
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第六の注㈠中「第三十条第四項第三号（障害退職の控除額）」を「第三十条第五項第三号（退職所得）」に改め、同表の備考㈠中「第三十条第四項第一号」を「第三十条第五項第一号」に改める。

（法人税法の一部改正）

第三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該契約について同日において第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる事実が生じている場合は、この限りでない。

一　当該契約に係る退職年金の給付を受ける権利を有している者のみが当該契約に係る信託の受益者（第二項第一号ロの信託の受益者をいう。）、保険金受取人（同項第二号ロの保険金受取人をいう。次号において同じ。）又は共済金受取人（同項第三号ロの共済金受取人をいう。次号において同じ。）となつていること。

二　当該契約を締結していた事業主のその営む事業の廃止その他これに類する事由によつて当該契約に係る保険金受取人又は共済金受取人が当該事業主が有していた当該契約に係る契約者の地位を承継していること。

三　確定給付企業年金法第二条第二項（定義）に規定する厚生年金適用事業所以外の事業所（当該事業所に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の事業主が締結していること。

（相続税法の一部改正）

第四条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第五号中「第四十二条第二十七項」を「第四十二条第三十項」に改める。

第三十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める相続税については、この限りでない。

一　納税義務者の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項若しくは第三項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額に係る相続税について、第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（当該相続税が期限後申告書若しくは修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額、更正若しくは決定に係る相続税額又は同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定に係る相続税額に係るものである場合には、当該期限後申告書若しくは修正申告書の提出があつた日、当該更正若しくは決定に係る同法第二十八条第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書若しくは決定通知書を発した日又は当該賦課決定に係る同法第三十二条第三項に規定する賦課決定通知書を発した日とする。）から五年を経過する日までに税務署長（同法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）がこの項本文の規定により当該相続税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。）に対し第六項の規定による通知を発していない場合における当該連帯納付義務者　当該納付すべき相続税額に係る相続税

二　納税義務者が第三十八条第一項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十七条第一項の規定による延納の許可を受けた場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者　当該延納の許可を受けた相続税額に係る相続税

三　納税義務者の相続税について納税の猶予がされた場合として政令で定める場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者　その納税の猶予がされた相続税額に係る相続税

第三十四条第五項を削り、同条第六項中「（国税通則法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）」を削り、「同法」を「国税通則法」に、「第一項の規定により当該相続税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。）」を「当該相続税に係る連帯納付義務者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。